

白潟地区まちづくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する白潟地区まちづくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である行為の内容は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	白潟地区まちづくり推進事業費補助金
補助金の対象となる区域	都市計画白潟地区地区計画松江大橋東側地区区域
補助金交付の目的	歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する修景行為に対して補助金を交付することにより、大橋川周辺白潟地区水辺空間とまちづくりの基本計画の実現に資することを目的とする。
補助金の交付の対象である行為の内容	都市計画白潟地区地区計画松江大橋東側地区区域において、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する修景行為
補助金の交付の対象である事業費	建築物及び工作物等の、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する新築及び増改築等に必要な工事費で、建築基準法及び消防法等の関係法令に適合し、公共の場所から公衆によって容易に望見できる部分にかかる経費。 (1) 建築物に係る、黒系の和瓦、白漆喰壁または土壁、板壁などの自然素材を用いた外壁、または自然素材に準じた色彩及び仕上げとした外壁、格子を用いた木製建具又は木目調建具など、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する建築行為に要する事業費 (2) 工作物（門、塀、生垣等）および建築設備に係る、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する建設行為に要する事業費
交付の率又は金額	(1) 建築物の補助対象経費の3分の2以内で上限200万円 (2) 工作物等の補助対象経費の3分の2以内で上限100万円
終期	令和6年3月31日

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

(遡及の適用)

この要綱は、平成30年4月1日から施行の前日までに着手又は完了した事業についても適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

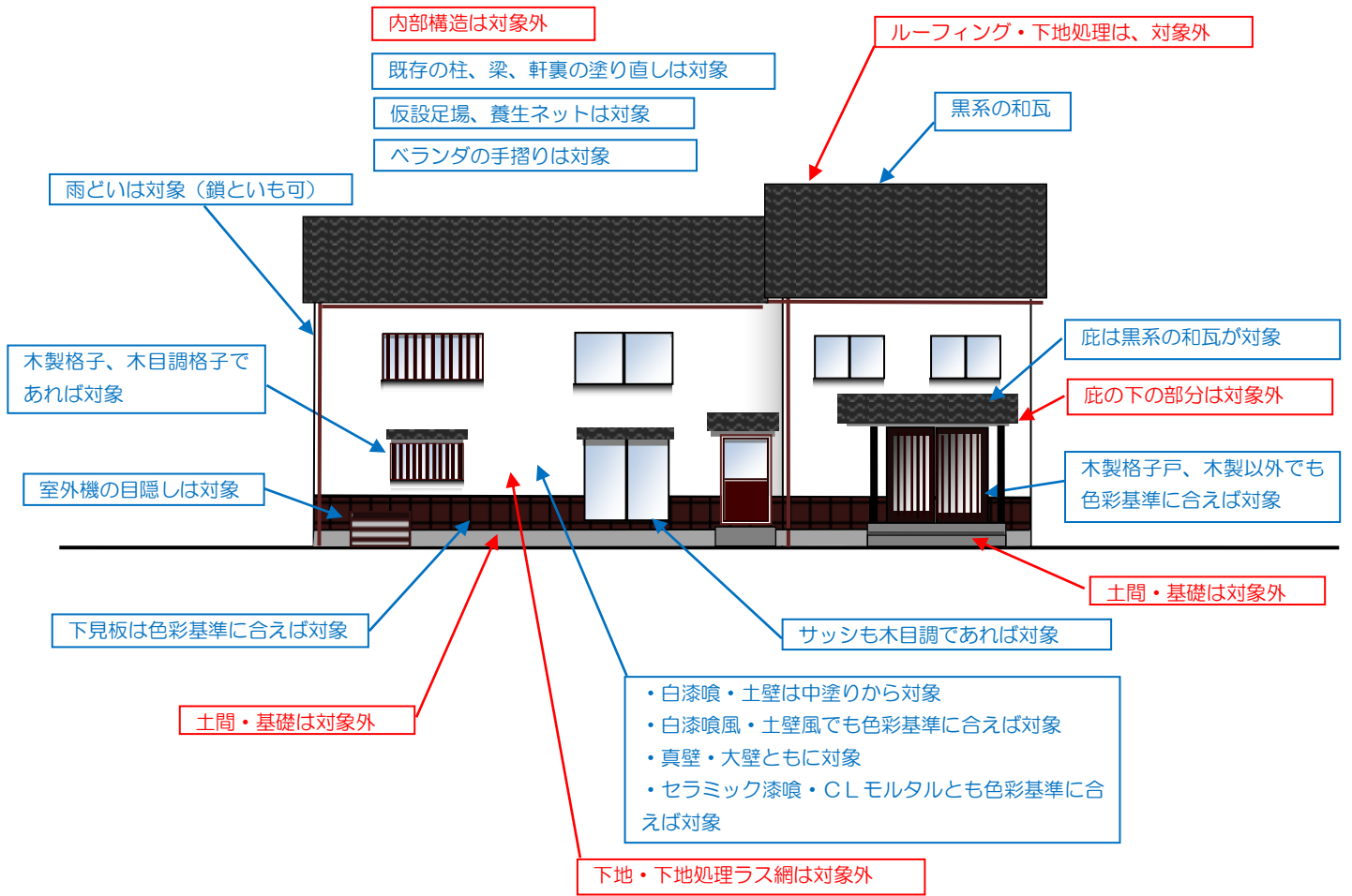
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(区域図)



修景事業補助金対象例

【立面図】



【平面図】

